様式第9号(第9条関係)

|  |
| --- |
| 第　　　　　号　年　　月　　日　　　　　　　　　　様出雲市長　　　　　　　　老人保健法による認定申請却下通知書　　　年　　月　　日付けで申請のあった |
| 　　老人保健法第25条第1項第2号の障害認定　　老人保健法施行令第14条第5項の特定疾病認定　　老人保健法施行令第16条第1項第1号ハの限度額適用・標準負担額減額認定　　老人保健法施行令第16条第1項第1号ニの限度額適用・標準負担額減額認定　　老人保健法施行令第4条第3項の基準収入額の適用 | 申請について |
| 　は、次の理由により却下いたしましたので通知します。　　なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して審査請求することができます。　　処分の取消しの訴えを提起する場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市長を被告として提起することになりますが、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができません。　　ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。　(理由) |